

桜花学園大学・名古屋短期大学連合地域連携センター規程

(趣旨)

第1条 この規程は、桜花学園大学・名古屋短期大学が地域交流、地域貢献を円滑に進めるため、桜花学園大学・名古屋短期大学連合地域連携センター（以下「連合センター」という。）に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 連合センターは、学校法人桜花学園の教育機関が設置されている豊明市、名古屋市及び周辺地域の市民、企業、自治体などとの連携協力を維持・発展させ、桜花学園大学・名古屋短期大学（以下「大学」という。）の特性を活かした社会貢献を行い、地域の要請に応えるとともに、地域連携の総合的発展に向けた取り組みを行うことを目的とする。

(業務)

第3条 連合センターは、次の各号に掲げる事項の業務を行う。

- (1) 地域連携・貢献活動の総合窓口
- (2) 地域交流事業の企画・立案
- (3) 地域への大学の研究・教育及び大学活動等の広報
- (4) 地域が要望する連携・交流情報の収集
- (5) 生涯学習機会の提供
- (6) 地域子育てに関する相談・支援
- (7) その他、連合センターの目的達成のために必要な事項

(組織)

第4条 連合センターに次の職員を置く。

- (1) 連合センター長
- (2) 研究協力員
- (3) その他必要な教職員

(連合センター長)

第5条 連合センター長は、桜花学園大学地域連携センター長及び名古屋短期大学地域連携センター長から、桜花学園大学長と名古屋短期大学長が合議を行い、連合センター長を指名し、連合教授会に報告する。

2 連合センター長は、連合センターの運営に関する業務をつかさどる。

3 連合センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。

(研究協力員)

第6条 連合センターに、連合センターの行う業務を支援するため、研究協力員を置く。

2 研究協力員は、桜花学園大学・名古屋短期大学の教員及び事務職員から、連合センター長の推薦に基づき、桜花学園大学長と名古屋短期大学長が合議を行い、指名または委嘱する。

3 研究協力員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、年度の途中で委嘱された者の任期は、当該年度の末日までとする。なお、欠員が生じた場合の補充の研究協力員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第7条 連合センターの運営に関する審議は、桜花学園大学長、名古屋短期大学長、連合センター長、研究協力員及び連合センター職員で行う。

(改廃)

第8条 本規程の改廃は連合教授会の議を経て行う。

(事務)

第9条 連合センターの事務は、連合センターの事務職員が行う。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、連合センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。